■工場立地法Q＆A

Q①：面積はどのように算定しますか？
A①：投影法による水平投影面積で算定して下さい。

Q②：原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりますか？
A②：生産施設にあたりません。

Q③：１階が倉庫、２階が生産施設の場合はどのように算定しますか？
A③：当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となります。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。

Q④：建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合の生産施設面積の算定はどのようにしますか？
A④：原則として、当該建築物の全水平投影面積となります。
例外的に、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とすることができます。

Q⑤：緑地とはどのようなものですか？
A⑤：１０㎡以上の区画された土地で、次のいずれかに該当することが必要です。
①１０㎡当たり高木（成木に達したときの樹高４m以上。）が１本以上あること。
②２０㎡当たり高木が１本以上及び低木（高木以外の樹木。）が２０本以上あること。
③低木または芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面がおおわれていること。

Q⑥：花壇や雑草地は緑地とみとめられますか？
A⑥：花壇については１０㎡を超えるものについては緑地とみとめられます。また、雑草地についても１０㎡を超え、かつ植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されている場合は緑地とみとめられます。

Q⑦：駐車場の整備に緑化ブロックを使用した場合は緑地となりますか？
A⑦：駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の１／４までを限度として、緑地に算入できます。

Q⑧：太陽光発電施設、風力発電施設は緑地以外の環境施設となりますか？
A⑧：環境施設にはならず、生産施設になります。ただし、自家発電施設として設置される太陽光発電施設、風力発電施設は生産施設としないこととなりました。

Q⑨：斜面地の緑地面積はどのように算定しますか。
A⑨：その水平投影面積が緑地面積となります。

Q⑩：風力発電設備は工場立地法の届出が必要ですか？
A⑩：敷地 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の場合は届出が必要です。生産施設面積の測定方法等、詳細につきましては県企業立地課までお問い合わせ下さい。